

議案第 140 号

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「547,000円」を「698,000円」に改め、同表副議長の項中「480,000円」を「626,000円」に改め、同表議員の項中「447,000円」を「584,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

議員報酬の額を改正するため、この条例案を提出するものである。

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表（第2条、第5条関係）				本則・附則（略） 別表（第2条、第5条関係）			
区分	議員報酬月額	相当する職	費用弁償額	区分	議員報酬月額	相当する職	費用弁償額
議長	<u>698,000円</u>	市長	2,000円	議長	<u>547,000円</u>	市長	2,000円
副議長	<u>626,000円</u>	副市長		副議長	<u>480,000円</u>	副市長	
議員	<u>584,000円</u>	副市長		議員	<u>447,000円</u>	副市長	